



福岡医発第2247号(地)
平成19年 3月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義



労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

財団法人労災保険情報センター(RIC)と「労災診療援護貸付金貸付契約(いわゆる立替払い)」を締結している労災指定医療機関に係る労災診療費の請求においては、その請求額をRICが立て替えて労災指定医療機関に支払い、RICは建替払い金の充当として、国から労災診療費の支払いを代理受領しているところであり、この代理受領については、現在、月2回(中間期、月末期)行われてきたところであります。

この度、厚生労働省において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)等に基づき、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業について、一部その見直しを検討してきた結果、RICと契約している労災指定医療機関(以下、「RIC契約医療機関」という。)の労災診療費について、RICが代理受領している労災診療費を月2回の支払いから月1回に変更することとなった旨、別紙のとおり日本医師会並びに福岡労働局から通知がありました。

この変更に関しては、RIC契約医療機関への労災診療費の支払い(立替払い)には特段影響ありませんが、これまで国から月2回の労災診療費の支払いを受けていたRIC契約医療機関にあっては、RICから送付されます「労災保険診療費支払振込み通知書」(国発行)または「労災診療費通知書」(国発行)の枚数が、現行の月2枚(前月月末分及び当月中間期分)から、月1枚(当月中間期分のみ)に変更されることになりました。

また、RICと契約していない労災指定医療機関については、労災診療費の支払回数に変更がありませんことを申し添えます。

つきましては、本件について会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

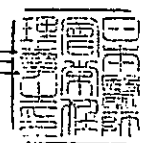
担当理事 島田昇二郎



事務連絡（保 220）
平成19年3月14日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三



労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

財団法人労災保険情報センター（R I C）と「労災診療援護貸付金貸付契約（いわゆる立替払い）」を締結している労災指定医療機関に係る労災診療費の請求においては、その請求額をR I Cが立て替えて労災指定医療機関に支払い、R I Cは立替払い金の充当として、国から労災診療費の支払いを代理受領しているところであり、この代理受領については、現在、月2回（中間期、月末期）行われてきたところであります。

この度、厚生労働省において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）等に基づき、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業について、一部その見直しを検討してきた結果、R I Cと契約している労災指定医療機関（以下、「R I C契約医療機関」という。）の労災診療費について、R I Cが代理受領している労災診療費を月2回の支払いから月1回に変更することとなりました。

この変更に関しては、R I C契約医療機関への労災診療費の支払い（立替払い）には特段影響はありませんが、これまで国から月2回の労災診療費の支払いを受けていたR I C契約医療機関にあっては、R I Cから送付されます「労災保険診療費支払振込み通知書」（国発行）または「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月2枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月1枚（当月中間期分のみ）に変更されることとなります。

また、R I Cと契約していない労災指定医療機関については、労災診療費の支払回数に変更がありませんことを申し添えます。

なお、本件に関する詳細等につきましては、各都道府県労働局にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

〔添付資料〕

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について

（平 19. 3. 8 基労補発第 0308002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）





平成19年3月16日

福岡県医師会長 殿

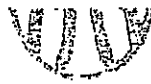
福岡労働局労働基準部
労災補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

平素より、労災保険行政の運営につきまして、多大なご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり文書を送付しますので、貴会員への周知方よろ
しくお願いいたします。





基労補発第0308003号

平成19年3月8日

(財) 労災保険情報センター

専務理事 菊 入 関 雄 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

貴財団において実施している労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）について、今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、貴財団と労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、平成19年3月より月2回（中間期、月末期）から月1回（中間期）に変更することとなりました。このため、これまで国から月2回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成19年4月より、貴財団から発送しています「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月2枚（前月月末期分、当月中間期分）から、月1枚（当月中間期分）に変更となります。

また、今回の労災診療費の支払い回数の変更以外の援護事業に係る取扱いにつきましても、一切変更はありません。

これに伴う周知につきましては、別紙により貴財団から貸付契約医療機関に対して行うようお願いしますとともに、貸付契約医療機関から貴財団に問い合わせがあった場合には、変更内容を説明するよう併せてお願いします。

なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数につきましては、変更はありません。

お 知 ら せ

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、(財)労災保険情報センター（以下「R I C」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、R I Cと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、月2回（中間期、月末期）から月1回（中間期）に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月2回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成19年4月より、R I Cから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月2枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月1枚（当月中間期分のみ）に変更となります。

この援護事業は、貸付契約医療機関につきまして、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をR I Cが国に代わって、貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、R I Cが代理受領し、貸付金に返済に充当しているところであります。

したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、R I Cから貸付金の貸し付けを受けることにあることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じないものであり、貸付金の充当としてR I Cが受領する回数のみが変更になるものであります。

なお、上記以外の援護事業に係る取扱いについては、一切変更が無いことを念のため申し添えます。

敬 具

平成19年3月15日

各貸付契約医療機関殿

都道府県労働局労働基準部労災補償課
(財) 労災保険情報センター地方事務所



基労補発0308002号

平成19年3月8日

日本医師会
会長 唐澤祥人 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、(財)労災保険情報センター（以下「RIC」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、RICと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を月2回から月1回に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月2回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成19年4月より、RICから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月2枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月1枚（当月中間期分のみ）に変更となります。

この援護事業は、貸付契約医療機関に対し、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をRICが国に代わって貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、RICが代理受領し、貸付金の返済に充当しているところであります。

したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、RICから貸付金の貸し付けを受けることになることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じません。

なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数については、変更はありません。